

懲戒処分等の公表基準

宮城県教育委員会が、地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合は、次の基準により公表する。

- 1 公表する事案は、次のとおりとする。
 - (1) 地方公務員法に基づく戒告、減給、停職及び免職の懲戒処分を行った場合
 - (2) 地方公務員法に基づく分限処分を行った場合
ただし、個人の事由による病気休職等の事案は対象外とする。
- 2 公表する内容は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 発生年月日
 - (2) 所属の所在地区（所属が市町村立小学校、市町村立中学校、県立高等学校の場合に限る）
 - (3) 所属の種別（本庁、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、学校以外の機関の別）
 - (4) 年齢
 - (5) 管理職、一般職の別
 - (6) 学校の場合、教育職員と教育職員以外の別
 - (7) 事件又は事故の概要
 - (8) 処分内容
 - (9) 処分年月日
- 3 次の場合には、前記2とあわせて氏名、所属（課名等）、職名等の個人情報も公表する。
 - (1) 免職の懲戒処分を行った場合
 - (2) 飲酒運転を行った場合
 - (3) 警察等で氏名等が公にされている場合
 - (4) その他行為の内容、被害の程度及び社会的な影響等を考慮して公表する必要があると認められる場合
- 4 懲戒処分（県費負担教職員に関するものを除く）に伴い管理監督責任を問う場合には、前記2とあわせてその人数及び内容を公表する。
- 5 前記2から4までの規定にかかわらず、特定の児童、生徒が被害者である場合等第三者の権利利益が害されるおそれがあり、教育的配慮が必要な場合等公表しないことが適当であると認められる場合は、全部又は一部を公表しない。
- 6 公表時期及び方法
 - (1) 時期 処分を行った後、速やかに公表する。
 - (2) 方法 事案により決定する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年1月1日から施行する。